

償却資産（固定資産税）の 申告制度をご存知ですか？

【償却資産とは】

土地や家屋以外の事業の用に供することができる資産のことです。
償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在に所有されている
償却資産について、1月31日までに申告していただくことになっています。
(地方税法第383条)

【事業の用に供することができる資産の例】

- ・ 飲食店…厨房設備、冷凍冷蔵庫、テーブル、椅子 等
- ・ 病院…医療用ベッド、X線装置、ストレッチャー 等
- ・ ガソリンスタンド…洗車機、独立キャノピー、ガソリン計量器 等



※その他の資産例は、裏面をご覧ください。

【申告について】

- ・ 税務署への申告とは別に、市への申告が必要です。
- ・ 窓口または市ホームページで取得できる申告書等に、必要事項を記入の上、申告していただきます。(eLTAX (エルタックス) による電子申告でも申告ができます)

申告に関する問合せ先

磐田市役所 企画部 資産税課 家屋グループ (本庁舎1階)

電話 (0538) 37-4809

E-mail shisanzei@city.iwata.lg.jp



対象の資産となるもの (例)

全業種	看板・門扉・防火壁・舗装路面・テレビ・冷蔵庫・エアコン・アンテナ・屋外消火栓・街路灯・エレベータ・太陽光発電設備 等
小売業	ネオンサイン・レジスター・マネキン人形・模型・陳列ケース・冷暖房用機器・自動販売機 等
不動産賃貸業	舗装路面・門・堀・屋外消火栓・防火壁・アンテナ・緑化施設・自転車置場・冷暖房施設・屋外給排水衛生設備 等
理・美容業	理、美容椅子・応接セット・パーマ器・消毒殺菌設備・湯沸し器・タオル・蒸し器 等
建設業	ブルドーザー等の自走作業機械・コンプレッサー・ポンプ・コンクリートカッター・大型特殊自動車・建設工業用設備 等
農業	ビニールハウス・農業用トラクター・ボイラー 等

※償却資産（固定資産税）は、所得税法又は法人税法の規定による、所得の計算上損金又は必要な経費に算入するため、減価償却資産として計上した資産になります。

申告対象資産の確認については、資産税課家屋グループまでお問い合わせください。

